

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和7年10月
中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

1. 改正の趣旨

今般、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会での取りまとめを経て、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」が令和7年3月25日に閣議決定されたところ。

本計画の内容を具体化すべく、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（以下「小規模事業者支援法」という。）に定める「事業継続力強化支援計画」及び「経営発達支援計画」の内容について、広域的な支援体制の構築や地域の特性に応じた計画の作成、事務負担の軽減等、同法に関連する政令、省令、告示等の見直しを行うこととされた。

これに伴い、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の主な内容

(1) 商工会又は商工会議所を傘下とする都道府県商工会連合会又は商工会議所を構成員とする団体等に設置される者として、事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業を二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において行う場合等に設置が可能となる広域経営指導員（法定経営指導員の内数）の要件（中小企業診断士資格の保有、二以上の商工会又は商工会議所の区域における十分な実務経験等）を規定するもの。（第2条及び第7条関係）

(2) 事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画に係る変更において、事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画の実施状況を記載した書類について、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合に省略可能とし、また、当該変更を決定した商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写しの添付について、議事録だけでなく議決を経たことを称する書類でも可能とすることを規定するもの。（第4条及び第8条関係）

3. 今後のスケジュール

令和7年10月～11月（予定）：パブリックコメント
11月以降（予定）：公布・施行

※別途、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令において、「経営発達支援計画」における経営指導員の要件の確認主体等について、「経済産業大臣」を「経済産業大臣又は経済産業局長」とする旨の改正を行う予定（行政手続法第39条第4項第8号の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものに該当することから、同項の規定に基づき、意見公募手続は行わない）であり、今回の改正案ではその内容を前提としたものとなっている。

＜参考＞参照条文

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）（抄）

（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件）

第二条 法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

- 一 第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者
 - 二 直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 2 前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

第四条 （略）

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類
- 二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
 - 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
 - 三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
 - 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
 - 五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
 - イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 2 前項の経済産業大臣の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第八条 （略）

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 経営発達支援計画の実施状況を記載した書類
- 二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 当該変更に伴い第六条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）（第三条を追加する改正案）

（小規模事業者の範囲）

第一条 （略）

（経営改善普及事業等に係る国の補助）

第二条

1～3 （略）

（権限の委任）

第三条 法第七条第一項及び同条第六項から第八項まで（法第八条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、法第七条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、同条第二項の規定により二以上の商工会又は商工会議所が同条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した場合であって、これらの主たる事務所の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、この限りでない。